住所再生工場使用条件書（ライセンス証書付帯条件）

本使用条件書は、下記に示されたソフトウエア製品について、お客様と（株）エヌ・シー・エム社との間に締結される契約書です。お客様が本ソフトウエアを利用するためには、本契約書に同意して頂かなければいけません。お客様は本製品の使用又は複製を開始することにより、自動的に本契約書に同意したものとみなされます。本契約書に同意出来ない場合は、未使用の本製品を弊社に御返品下さい。

製品名：住所再生工場

1. 定義

ソフトウエアとはパッケージ内に含まれているソフトウエアプログラム、住所 DB、マニュアル、サンプルプログラム、文書の全てを意味します。

2. 許諾事項

本契約書は、お客様に以下の権利を許諾します。

2.1. インストール

本ソフトウエアを下記に示すインストール台数以下のコンピュータにインストールすること。

2.2. インストール PC 内での利用

上記の通りインストールした PC において、以下の条件を遵守しつつ利用すること。

2.2.1. 利用環境

スタンドアローン

2.2.2. インストール台数

別紙「住所再生工場ライセンス証書」に記載されたライセンス数以下とする。

2.3. バックアップのための複製

バックアップを目的とする場合のみ、本ソフトウエアを複製すること。この複製は本ソフトウエアを復元する以外の目的で使用してはいけません。

3. 禁止事項

本契約書はお客様による以下の行為は禁止させて頂きます。

3.1. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル

お客様は、いかなる目的であれ、本ソフトウエアに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行なうことは出来ません。住所 DB のスキーマを調査し、お客様による開発の際の参考にすることも禁止されています。

3.2. レンタル及びリース等第三者への利用許諾

お客様は、本ソフトウエアをレンタルまたはリースする等第三者へ利用許諾することは出来ません。

3.3. バックアップ以外の目的の複製

お客様は、本ソフトウエアをバックアップ以外の目的で複製することは出来ません。

3.4. 構成要素の分離

お客様は、本ソフトウエアの構成要素、特に住所 DB のみを分離して、本ソフトウエア製品を利用せずに使用することは出来ません。

3.5. 変換対象データ及び変換成果の利用法の拡張

本ソフトウエアの利用に当たっては、以下の２点を条件とします。この条件に当てはまらない場合は、別途相談となります。詳細は適宜、お問合せ下さい。

① 変換対象、変換元のデータは御購入者自身が管理、所有している住所データであること。但し、御購入者自身の代わりに御購入者自身にとっての直接の顧客（但し１社のみ）であること（つまり代理購入）は可とする。

② 変換後のデータの利用は、基本的には同一事業所内とすること。従って、例えば、たとえ同一社内でも異なる事業所に対して、変換成果を提供することや、本ソフトウエアを用いて、有償、無償を問わず外部からデータ提供を受けて、データ変換を施し、結果を提供者に戻すサービスを実施することは、上記の別途相談となる。

4. 保証

（株）エヌ・シー・エムは、お客様による本ソフトウエアの購入日から９０日間（保証期間)、以下の事項を保証します。なお交換、補修後の製品に対する保証期間は、元の保証期間の残存期間または交換、補修された製品の引き渡し後３０日間のうちのいずれか長い方とさせて頂きます。

4.1. 物理的瑕疵

本ソフトウエアが含まれる物理的媒体（例：DVD）や文書に物理的瑕疵がないこと。物理的瑕疵が見つかった場合は、お客様から製品の全体を返却して頂ければ、弊社にて良品と交換致します。ただし、この物理的瑕疵が、弊社の責任の範囲外の理由（例えば、お客様によるお買い上げ後の地震、火災などの災害、輸送、移動、落下、あるいは不適切な取り扱いなどを含みますが、これらに限定されません。）により生じた場合は、この限りではありません。

5. 責任の制限

上記の保証が、（株）エヌ・シー・エムが提供する唯一の保証です。
お客様が本ソフトウエアを利用したことにより、直接、間接に発生した損害については、たとえ、（株）エヌ・シー・エムが事前にその発生可能性を知らされていたとしても、責任は一切負いません。（株）エヌ・シー・エムの責任は、いかなる場合においても、本ソフトウエアの購入金額を越えるものではございません。

6. 契約の期間

本契約書は解除されるまで有効です。お客様が本契約書に対する違反行為をなさった場合は、（株）エヌ・シー・エムは本契約を解除する権利を持ちます。そのような場合、お客様は本ソフトウエアを全て破棄しなければいけません。

7. 賠償請求

お客様が禁止行為を行った場合、（株）エヌ・シー・エムはお客様に対して、損害賠償を請求する権利を有します。

8. 著作権

本ソフトウエア及びその複製物の著作権などの知的財産権は、（株）エヌ・シー・エムに帰属します。

9. その他

本契約書において、明白に許諾されていない権利は、全て（株）エヌ・シー・エムに留保されています。